

京都市告示第 432 号

新潟市及び浜松市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月30日

京都市長 榎本頼兼

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に新潟市及び浜松市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「堺市」の下に「，新潟市，浜松市」を加える。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

(理財局財務部主計課)